



# 民商にご相談ください！

新型コロナで休業・売上減少…

融資・助成金で商売守ろう

※2020年5月11日現在の制度

## 持続化給付金

※受付期間 2020年5月1日～2021年1月15日

中小企業やフリーランスなどで売上が前年同月比で50%以上減少している方。

法人 上限 200万円

個人事業主 上限 100万円

給付額＝前年の総売上（事業収入）

－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※上記の算出により、法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内を支給。

## 無利子・無担保の融資（政策金融公庫）

上限 3,000万円

（3年実質無利息。返済15年。元金据え置き5年）

新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度を合わせて、実質的に無利子・無担保で融資を受けることができます。

※5/1～制度融資利用で民間金融機関でも同等の融資を実施。



## 新型コロナ感染症対応資金(セーフティネット)

上限 3,000万円（4号、5号、危機関連）

（3年実質無利息。返済10年。元金据え置き5年）

・滋賀県信用保証協会の保証と市町の認定が必要。手続きのご相談は民商へ！